

## 令和3年度予算編成要領

### 第1 大まかな収支見通しについて（一般会計）

1 県財政の状況について県民等への説明責任を果たし、全職員が県財政の現状について共通の認識を持つことで、より質の高い予算編成を目指す観点から、大まかな収支見通しを作成した。

2 この大まかな収支見通しは、令和2年度9月補正後予算を基礎として、国の令和3年度概算要求基準、令和3年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）を踏まえ、それぞれに一定の仮定のもと、推計した。

この結果、

- ①歳出 8,619億円
- ②歳入 8,559億円（財源対策後）
- ③差額 ▲60億円（財源対策前▲284億円） となった。

3 この差額▲60億円は、財政調整用4基金の残高を55億円程度確保することを前提とした見通しである。

よって、予算編成においては、施策の選択と集中を徹底するとともに、更なる歳出抑制や歳入増加策を講じて、財源確保に努める必要がある。

### 第2 予算編成の基本的な考え方

1 優先的に取り組むべき事項

- (1) 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの創造的復興に向けた取組み
- (2) 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応に係る取組み
- (3) 令和2年7月豪雨による災害（以下「豪雨災害」という。）からの復旧・復興に向けた取組み
- (4) (1)～(3)を最優先とする中においても喫緊の課題として県として取り組む必要がある事業（今後策定される県政運営の基本方針に沿って実施することを想定している事業）

2 財政健全化及び財源確保

令和3年度の大まかな収支見通しに加え、感染症の収束が見通しづらく、県経済への影響も不透明な状況にあり、大幅な収収減も懸念される。今後、熊本地震関連事業に係る県債償還が本格化することなどを踏まえ、中長期的に安定した財政運営を行うため、引き続き財政健全化に取り組む、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めなければならない。そのため、次の点に留意して予算編成を行う。

## 【歳出抑制】

### (1) 事務事業の重点化等

- ① 過去の実績・前例によることなく、既存事業の進捗調整、廃止・休止を含めた大胆な見直しを行い、「熊本地震」「感染症」「豪雨災害」関連事業への重点化を図る。それ以外の事業については、必要性・緊急性の精査を徹底する。
- ② 最少の経費で最大の効果を発揮しているか、目的に基づいた事業の成果、適切な費用対効果が得られているかについて、徹底した精査を行う。
  - ・ 社会経済情勢の変化により存続意義が薄れているもの、あるいは予定した事業効果が上がっていないものについては、廃止又は休止する。
  - ・ 既に事業の目的を達しているもの、あるいは予定した事業効果が一定の水準に達しているものについては、廃止又は休止、あるいは事業規模を縮小する。
  - ・ 特に、3年以上継続している事業については、その成果や効果を検証し、事業継続の必要性についてゼロベースで見直す。
- ③ 令和2年度で終期が到来する事業は原則として廃止する。また、新規事業は、真に必要なものに限ることとし、原則としてスクラップ・アンド・ビルドによることとする。
- ④ 類似の事務事業を他の部局（課）と重複して実施しているものは、積極的にその一元化を図る。
- ⑤ 他団体に比べ相対的に施策の水準が高い分野については、積極的に見直しを行う。
- ⑥ 新たな施設整備や新規事業箇所等への着手については、その必要性、緊急性のみならず、将来的なランニングコスト等を含め、これまで以上に精査を行い、事業規模やスケジュールを慎重に判断する。
- ⑦ 中長期的な財源不足の解消のため、可能な限り県債発行の抑制に努める。

### (2) 市町村や民間等との役割分担の見直し

- ① 県の役割について、政令指定都市である熊本市を含む市町村や民間等との役割分担を徹底的に見直す。
  - ・ 県と市町村及び市町村同士の広域連携等の推進により事業効果が高まる事業に積極的に取り組む。
  - ・ 市町村合併に伴う合併特例債の発行期限が、合併後20年間に延長されたことを踏まえ、引き続き、市町村建設計画及び合併市町村基本計画の推進を積極的に支援するために、これらの計画に関係する県事業については、内容を十分に検討する。
- ② 県が提供するサービスの質の向上及び経費の削減を図る観点から、民間委託等について積極的に検討を行う。

## 【歳入確保の徹底】

- ① ふるさと納税及び企業版ふるさと納税での寄附受入れに積極的に取り組む。
- ② 地方交付税の充実確保や国庫補助に係る地方の超過負担の早期解消に向けた国への要請を行う。さらに、本県が先進的に取り組む単独事業については、国に積極的な政策提案を行うことにより、国の補助事業のメニューに加えられるよう努める。
- ③ 将来の税源かん養につながる企業誘致や、産業振興への重点的な取組み、適正課

税・収税対策等の推進、未利用資産・出資金・貸付金の有効活用、特別会計・基金の活用、使用料・手数料の見直し、未収金対策等の推進を図る。このほか、新たな歳入の確保に幅広く取り組む。

### 3 組織・定員管理との連携

令和3年度は、熊本地震関連業務のほか、豪雨災害関連業務に多くの人員が必要であり、また、感染症対策についても継続的な対応が必要となる見込みである。

限られた人的資源を復旧・復興業務等に重点化する必要があることから、令和3年度は例年以上に厳しい組織運営となる見通しである。

また、働き方改革を進める中で、平成31年4月から始まった時間外勤務命令の上限設定も行っている。引き続き全ての所属において、1箇月45時間、1年360時間の上限を遵守する必要がある。所管業務の縮減に向けた事務事業見直し（事務事業の縮小・廃止、仕事の進め方の見直し）を徹底し、総労働時間の縮小を進める必要がある。

予算編成に当たっては、こうした点に留意し、組織の拡充や配置職員の増員を前提とすることなく、事業の検討を行うこと。

### 第3 予算要求に当たっての留意事項

- 1 予算要求については、年間所要見込額をベースとし、別添「令和3年度予算要求基準」に基づき要求を行うこと。
- 2 要求事業については、①事業の必要性や緊急性、②事業実施による効果、③効率化のために工夫している事項について、県民に分かりやすく具体的な説明ができるようにしておくこと。また、感染症の拡大に伴う新しい生活様式に即した内容となるよう事業の見直しを行うこと。
- 3 広域本部に関係する事業については、地域の実情を踏まえ、広域本部と各部局の間で十分に連携・調整の上で要求を行うこと。
- 4 年度途中における補正は、原則として、当初予算編成時において明らかでなかった制度改正、災害等に限り認めるものとしていること。その際、要求部局が財源を捻出することを原則とし、それが困難な場合には、翌年度の当初予算要求時に調整するものとしていること。  
併せて、将来負担の抑制の観点から、災害等を除く県債の追加発行が必要な場合は、それに見合う額の県債を同時に減額することも原則としていること。
- 5 今後の国の予算編成及び地方財政措置の動向、さらには、景気の動向によっては、この予算編成方針を見直さざるを得ない事態も想定されるので、留意すること。  
感染症の影響による国の予算編成の遅れなど、来年度の予算・制度等について未確定な部分がある場合、現行制度を前提に予算編成を行うが、詳細が明らかになれば、可能

な限り当初予算の編成に反映させるため、各部局は国の制度や予算等に関する情報収集を徹底的に行い、国の制度等の変更が明らかになった場合は、速やかに相談の上、要求内容を見直すなど、随時、その対応を行うこと。

- 6 県民の県政に対する理解と信頼を深めるため、令和3年度当初予算編成作業においても、引き続き予算要求段階や財政課長、総務部長、知事の各予算査定段階ごとに、その状況を県のホームページなどで公表を行い、予算要求から予算案を策定するまでの編成過程の透明性の確保を図るものとしていること。